



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 11 日 (金)
第 8 6 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (516) (東部福祉保健事務所) 2
	開発行為に関する工事の完了 (517) (八頭県土整備事務所) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (消防防災航空センター) 3
	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月11日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	すずかけ	鳥取市鹿野町今市 1550	就労移行支援	平成26年6月 30日

鳥取県告示第517号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年7月11日

鳥取県八頭県土整備事務所長 山 本 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年9月30日 鳥取県指令第201300101281号
平成26年3月20日 鳥取県指令第201300202395号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町郡家字西向田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町659
日興土地観光有限公司 代表取締役 墨土 功一

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第22号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年7月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年7月15日（火）午前10時～

- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

鳥取県危機管理局消防防災航空センター所長 和 田 博 之

1 調達内容

(1) 調達物件の名称及び数量

消防防災ヘリコプターの代替機（貸借期間 56日間） 一式

(2) 調達物件の仕様

入札説明書による

(3) 納入場所

入札説明書による

(4) 納入期限

平成26年8月27日（水）

(5) 入札方法等

本件入札は、紙入札により行うものとする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年7月14日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成26年7月11日（金）から同月31日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年7月11日（金）から同月31日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 1の(1)に示した物件を所有し(平成26年7月11日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (7) 本件調達物件と同種で同程度の規模であると認められる契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成22年4月1日から平成26年7月11日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局消防防災航空センター

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-0941

鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県危機管理局消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

電子メール shobobosai@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0941

鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県危機管理局消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570

鳥取県会計管理者庶務集中局物品・契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年7月11日(金)から同月24日(木)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=237893>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年7月11日(金)から同月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月24日(木)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年7月31日(木)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日(水)午後5時とする。

イ 場所

鳥取県危機管理局消防防災航空センター(鳥取市湖山町北四丁目344-2)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により 4 の(1)の場所に平成26年7月24日(木)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達物件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : 1 (ONE) substitute plane of helicopter
- (2) July 24, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 31, 2014 11 : 00 AM : Time-limit for submission of tenders
(July 30, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Firefighting disaster prevention aviation center Tottori
Prefectural Government 4-344-2 Koyamachokita- Tottori-shi 680-0941 Japan
TEL : 0857-38-8125
E-mail : shobobosai@pref.tottori.jp

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 業務の概要

(1) 業務の名称 鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務

(2) 業務場所 鳥取市江津

(3) 業務の内容

鳥取県立中央病院における本館棟等新築及び外来棟改修工事に係る基本設計業務及び実施設計業務を行うものである。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年5月31日まで

(5) 予算額

338,951千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす設計共同体とする。

(1) 設計共同体に関する要件

ア 構成員の数は2者であること。

イ 設計共同体結成に係る協定を締結していること。

ウ 代表となる構成員の出資比率は、60パーセント以上90パーセント未満であること。

エ 構成員は、本プロポーザルに係る他の設計共同体の構成員を兼ねていないこと。

(2) 設計共同体の構成員に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第777号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有する者（以下「一般競争入札等参加資格者」という。）又は一般競争入札等参加資格者と同等の資格を有する者として発注者の確認を得た者であること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から見積り合わせの日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積り合わせの日までの間のいずれの日においても会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

オ 参加表明書の提出期限の日から見積り合わせの日までの間のいずれの日においても手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

キ 鳥取県県土整備部測量等業務プロポーザル実施要綱（平成17年3月30日付第200400023163号鳥取県県土整備部長通知）第4条第2項各号に該当しない者、鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者

及び鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務委託技術提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。

(3) 代表となる構成員に関する要件

ア 過去10年間（平成16年4月1日から平成26年3月31日までをいう。以下同じ。）に延べ面積25,000平方メートル以上又は病床数250床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は、当該部分の延べ面積又は病床数とする。）の建築設計業務又は設計・監理業務（以下「同種業務」という。なお、設計・監理業務とは、設計業務と工事監理業務を一体で契約する業務をいう。）を元請（単体又は設計共同体の代表者として受注したものをいう。以下同じ。）として完了した実績を有する者であること。

イ 過去10年間に同種業務を元請として完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。

(4) 配置技術者に関する要件

ア 次に掲げる要件を全て満たした本件業務を統括する技術者（以下「管理技術者」という。）を配置できる者であること。

（ア）一級建築士免許を取得後、10年以上の実務経験を有している者であること。

（イ）過去10年間に同種業務を完了した実績を有する者であること。

（ウ）代表となる構成員に所属する者であること。

イ 本件業務における建築、構造、積算、電気及び機械のそれぞれの分野を統括する技術者（以下「主任担当技術者」という。）を配置できる者であること。なお、主任担当技術者は、管理技術者及び他の分野の主任担当技術者を兼ねることはできないものとする。

ウ 管理技術者並びに建築分野及び構造分野の主任担当技術者は、設計共同体の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、平成26年7月8日（火）以前から継続しているものをいう。）にある者であること。

エ 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者が携わる建築設計業務又は設計・監理業務は、本件業務の参加表明の時点で原則として10件以下であること。

3 審査

本プロポーザルの審査方法は、次のとおりとする。

(1) 第一次審査

参加表明書を提出した者の中から、鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）で定める評価基準により評価点を算出し、評価点の合計点数の高い上位5者を目安として、技術提案書を提出することができる者を選定する。

(2) 第二次審査

技術提案書の提出者に対するヒアリングを行い、実施要項で定める評価基準により評価委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者も、評価点順に順位付けを行う。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院新病院建設推進室（鳥取県立中央病院外来棟2階）

電話 0857-26-2271（代表）

(2) 関係資料の配布

実施要項及び鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領（以下「実施要項等」という。）は、平成26年7月11日（金）から同年9月17日（水）までの間に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、平成26年7月11日（金）から同年9月17日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、（1）の場所で直接交付するものとする。

（3）参加表明書等の提出

ア 提出方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要項等に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送により提出すること。また、一般競争入札等参加資格者でない者は、実施要項等に基づき、参加資格確認申請書を作成し、参加表明書に併せて提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）（以下「書留郵便等」という。）によることとする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成26年7月28日（月）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

（4）技術提案書の提出

ア 提出方法

技術提案予定者は、実施要項等に基づき技術提案書を作成し、持参又は書留郵便等によって提出すること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成26年9月17日（水）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ ヒアリングの実施

平成26年9月下旬に開催を予定する評価委員会において公開で行う。日時等の詳細については、技術提案予定者に別途通知する。

5 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、技術提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3の（2）により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第68条の3第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 経費の負担

本プロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

8 その他

（1） 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2） 技術提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した技術提案書又は虚偽の記載がなされた技術提案書は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 著作権の取扱い

ア 選定された者の技術提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては技術提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(5) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

未定

(6) 特定調達契約

この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に該当する。

(7) その他

詳細は、実施要項等による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract

Design Work for the “Tottori Prefectural Central Hospital”

(2) Time-limit to express interests

4 : 00 P.M. 28 July 2014

(3) Time-limit for the submission of proposals

4 : 00 P.M. 17 September 2014

(4) Contact point for documentation related to the proposal

Prefectural Central Hospital Construction Promotion Office Tottori Prefectural Government
730 Ezu Tottori 680-0901 Japan TEL (0857) 26-2271